

年金記録の訂正請求手続きがスタートしました!

被保険者期間や保険料納付状況など厚生労働大臣が管理している年金記録が間違っていると、将来受け取る年金額も少なくなってしまうことがあります。

年金記録が間違っていると思われる方は、これまで総務省への年金記録の「確認申立て」という形で手続きを行っていましたが、平成27年2月末に「確認申立て」は受付を終了し、同年3月より厚生労働省に対して年金記録の訂正請求をすることができるようになりました。

総務省への年金記録の確認申立ては「あっせん」という形で行われていましたが、厚生労働省の新たな年金記録の訂正請求手続きでは、訂正請求を国民の皆様の権利として位置づけ、訂正決定や不訂正決定などの処分に不服がある場合には、審査請求や訴訟提起をすることができるようになりました。

厚生労働省への年金記録の訂正請求の受付は、総務省への年金記録の「確認申立て」と同様、お近くの年金事務所になります。

☆請求期限

請求期限はありません。年金記録が間違っていると思われる方は、過去のいつの記録であっても、厚生労働省に対して年金記録の訂正を請求することができます。

☆請求方法

次の書類を、お近くの年金事務所にお持ちいただくか、ご郵送ください。

1. 年金事務所にある書類

- ①年金記録訂正請求書
- ②同意書
- ③請求の概要

※日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。

2. 請求内容に関する状況が分かる資料

次のような書類が「請求内容に関する状況が分かる資料」のひとつとなります。

- ・確定申告書
- ・給与明細書
- ・家計簿の写し
- ・源泉徴収票
- ・預貯金通帳
- ・勤め先の辞令
- ・厚生年金基金加入員証
- ・雇用主や同僚の方の証言（書）
- ・当時の履歴書
- ・勤務実態を示す当時の写真 など

※訂正請求に当たっては、手数料はかかりません。

☆訂正請求できる方

訂正請求は被保険者ご本人（過去に被保険者であった方を含む）が行うことができます。

被保険者ご本人が亡くなっている場合（その被保険者の方の年金記録の訂正を請求するとき）は、ご遺族の方が行うことができます。

☆訂正請求の留意点

- ◆厚生労働省（地方厚生（支）局長）は、請求内容について、様々な関連資料（確定申告書、給与明細書、家計簿など）や周辺事情（訂正を求める期間が短期間であり、その期間を除いて全て納付済みになっていること、配偶者は納付済みであることなど）に基づき、総合的に判断します。
- ◆調査審議しても、年金への加入や保険料の納付（厚生年金保険は、事業主による保険料控除）などについて、記録訂正につながる資料や周辺事情が乏しい場合には、記録訂正が認められない場合があります。
- ◆当時の状況について、関連資料を集め、できる限り思い出していただくとともに、証言等できる方を教えていただくなど、的確な判断のためにご協力をお願いします。

☆提出後の流れ

- ◆訂正請求を受け付けると、まずは「年金事務所ですぐに記録訂正できるもの」に該当するか記録の確認調査をします。
- ◆該当する場合は、年金事務所ですぐに記録を訂正します。年金を受給されている場合は、訂正後の記録に基づく年金の額に変更します。
- ◆「年金事務所ですぐに記録訂正ができるもの」以外のものは、訂正請求書が地方厚生（支）局に送られます。
- ◆地方厚生（支）局に送られた請求は、公平・公正な判断を行うため、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家が、国民の皆様立場に立って審議します。
- ◆その後、審議結果に基づき、地方厚生（支）局長が訂正（不訂正）決定を行います。

詳しくは、**稚内年金事務所(電話0162-32-1941)**または**役場町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線157)**にお問い合わせください。